

（午後3時10分 再開）

○議長（井上勝彦君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番7、17番 松本君。

〔17番（松本健一君）登壇〕

○17番（松本健一君）議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問をさくさくとさせていただきます。

今回の質問は大きく2点で行わせていただきます。喫緊の課題となる新しい公共に即した体制づくりと、特に防災力の強化を聞かせていただきます。

まず1点、本市の「市民」、「市民等」用語の意義を問わせていただきます。

一つ目に、さきの9月議会にて制定された暴力団排除条例で、「市民等」を定義に置いた理由を伺います。

2点目、本市協働の基本指針とパブリックコメント手続要綱の「市民」とはいかなることか伺いたいと思います。

三つ目、条例、要綱、指針の策定する意味の違いと、「市民等」定義化・市民協働と市の責務を明確化する基本条例について、本市の考えを伺います。この基本条例に関しては、去年6月、私の第1回目の一般質問でも取り上げさせていただき、そして、昨年9月の一般質問でも問わせていただいておりますので、今回で3回目となります。

続きまして2点目、命を守る本市の地域防災力、防災教育の現状を伺わせていただきます。

一つ目として、和歌山県教育委員会「学校における防災教育・安全指針」は、本市の小・

中・高校・園等でどのように生かされていますか。

一つ、防災教育の取り組みで地域との連携はどのように行われていますか。二つ目として、通学区に合併前の橋本旧1町5村行政区界（現区長連合会区界）がまたがる場合、災害時の避難所運営に支障・問題はありますか。

2点目として、地域の避難所となる各学校施設・設備の状況はいかがですか。

1. バリアフリー化等で新築・改築における国庫補助事業「学校施設環境改善交付金」等の活用状況と活用予定について伺いたいと思います。二つ目として、食料備蓄、防災備品状況、その他についてもお答えいただきたいと思います。三つ目、災害への備えと、市民と行政を的確に結び、判断が必要とされる危機管理体制の中核を担う市民安全課の役割が重要度を増していると考えておりますが、防災計画、危機対応力強化のため、同課を中心とした事務分掌条例施行規則、すなわち業務の見直しを一刻も早く行うべきではないでしょうか。

以上、大項目2点についてお尋ねいたします。明確な答弁を期待して、第1回目の壇上よりの質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（井上勝彦君）17番 松本君の一般質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔教育長（松田良夫君）登壇〕

○教育長（松田良夫君）和歌山県教育委員会「学校における防災教育・安全指針」は、本市の小・中学校、幼稚園等でどのように生か

されているかについてお答えいたします。

和歌山県教育委員会は、防災教育の充実を目的として、平成15年8月「学校における防災教育指針」を策定しました。その後、近い将来、東南海・南海地震が高い確率で発生することが予想されている本県の現状を鑑み、防災教育をはじめとする学校防災の充実が喫緊の課題となっていることから、平成21年3月に「学校における防災教育・安全指針」と改訂され、さらに、本年3月11日に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、平成23年7月に現在の「学校における防災教育・安全指針」が策定されています。

教育委員会としても、平成23年6月議会において、3番議員からの「一人の犠牲者も出さない避難計画について」のご質問に対し、「東日本大震災らの事例に学び、各学校を取り巻く環境と地域の現状とを的確に把握し、「想定にとらわれない」、「状況下において最善を尽くす」、「率先避難者になる」等に徹底して取り組むことが、犠牲者を出さない避難計画となると考えます。そこで、校長会や園長会で「安全・防災教育について」をテーマに、震災以降における安全・防災計画等の見直し状況や取り組みについての協議を行っているところです。今後も、継続して協議の場を設けるとともに、保護者や地域と連携しながら、園児・児童生徒の引き渡しや避難訓練等を実施し、危機意識を高めるよう努めてまいりたいと考えています。」と答えさせていただいたところです。

具体的には、改訂された「学校における防災教育・安全指針」、「橋本市職員地震災害初動体制マニュアル」、「橋本市災害対策本部設置・運営マニュアル」を参考にし、園児・児童生徒の安全確保を第一義に置き、災害発生時別の児童等の安全確保マニュアルの作成や、防災教育年間計画の見直しを行う等、各学校

における防災教育マニュアルの見直しを9月末までに行ったところです。

また、これらのマニュアルに基づき、すべての学校において本年度中に地震を想定した避難訓練を予定しています。さらに、見直されたマニュアルをさらに実効性の高いものにするために、校長会、教頭会、園長会において、各関係機関との連携を視野に入れ、検討を継続して行っているところです。

地域との連携については、本年度中に地域と連携した避難訓練を計画している学校がありますが、各学校区に組織された自主防災会と、登下校時の園児・児童生徒の安全確保、避難所の運営等、まだまだ取り組むべき課題があると認識しています。これらの点につきましても、各学校並びに関係部署との協議を行いつつ、着実に進めてまいりたいと考えています。

次に、学校校舎の新築・改築時におけるバリアフリー化に対する国庫補助金の活用状況等についてお答えいたします。

議員おただしの、学校施設環境改善交付金を受けてバリアフリー化を図った実績を申し上げますと、重度の障がい児童を受け入れるため、平成17年度に柱本小学校でエレベーター、多目的トイレ及び校舎や屋内運動場の出入口のスロープなどの設置工事を行っており、また、その児童の中学校進学を受けて、平成20年度に紀見北中学校で同様な工事を行っています。

また、バリアフリー化等の特定の補助金を受けたものではありませんが、校舎と屋内運動場の出入口にスロープが設置できている学校が10校、そのどちらか一方に設置できている学校が8校ございます。これらは建設当時から設置できていたものや、市単独の修繕費で対応したものです。

平成25年4月開校予定の橋本小学校及びあやの台小学校につきましては、和歌山県福祉

のまちづくり条例及び同条例施行規則の規定に基づくバリアフリーの建築物となりますが、どちらもバリアフリー化を含む学校の新築に対する国庫補助金の対象となっています。

現状として、紀見小学校、信太小学校と隅田中学校の3校は、スロープが全く設置できていない現状もあります。教育委員会としては、子どもの安全・安心を最優先課題として耐震化に取り組んでいます。学校が災害時の避難所としての重要な役割をあわせ持つ施設であることから、市長部局とも十分協議を行うとともに、小規模なスロープ等については予算の状況を見ながら修繕対応を、また、一定規模以上の工事が必要な場合は大規模改修等に合わせ、国の補助金等を有効に活用しながら計画的にバリアフリー化を進めてまいります。

○議長（井上勝彦君）理事。

〔理事（吉田長司君）登壇〕

○理事（吉田長司君）はじめに、橋本市協働の基本指針とパブリックコメント手続要綱に定義している「市民」についてお答えします。

まず、橋本市協働の基本指針では、「市民」を橋本市に在住、在勤、在学する個人、または市内で活動する個人、団体や法人等と定義し、異なる環境にある主体が、課題や目的を共有し、相互を理解した上で役割と責任を担いながら協力し合い、対等な立場で公益的な活動に取り組むことができる個人や団体のことを指しています。

橋本市パブリックコメント手続要綱では、第2条において「市民等」を「本市に住所を有する者のほか、パブリックコメント手続の対象となる事案について、意見を提出する意思を有する個人及び法人その他の団体」と定義しており、第3条に規定するパブリックコメントの手続きの対象となる事案に対して、幅広い多様な意見をいただけるよう規定して

います。

最後に、「市民等」の定義化や市民協働と市の責務を明文化する基本条例についての本市の考え方についてお答えします。

議員おただしの基本条例については、自治体が定める最高規範で、「自治の基本原則」、「市民の権利と責務」、「議会、首長、職員の役割と責務」、「市民参加と協働」、「自治体運営」等を明文化した自治基本条例についてのご質問であるかと思われま

す。自治基本条例の制定については、昨年6月及び9月議会定例会においてご答弁させていただいたとおり、将来的には検討する必要がありますが、現在はその段階にないと考えています。本市は、平成18年3月に旧橋本市と旧高野口町が合併し、これまで市民の皆さま、区・自治会、各種団体等のご理解とご協力を賜りながら、一步一步着実にまちづくりに取り組んでまいりました。先ほども少し述べましたが、本市は、市民参画、協働のまちづくりを推進していく上で、「互いの課題や目的を共有し、互いを理解した上で役割と責任を担いながら協力し合い、対等な立場で公益的な活動に取り組むこと」の定着化が第一であると考え、現在はその礎を築いている段階でございます。また、自治基本条例には、市の責務だけでなく、市民の責務についても明文化されることになり、だからこそ、行政主導ではなく、市民とともにその必要性を共有し、橋本市のさらなる発展に向けて考えていく必要があると考えています。

「市民等」の定義化については、現在、本市では統一的な考え方のもとに明文化した条例はございませんが、既に自治基本条例を制定し、定義化している自治体と同様に、基本的に「市民」とは「市内に在住、在勤または在学する個人及び市内で活動する法人その他の団体」という考え方でありま

定の事業や業務などで、その使用を限定したり、広義の意味で用いたりする場合は、おのおのの条例等において、その内容を規定することとしています。

次に、防災計画・危機対応力強化のため、市民安全課を中心とした事務分掌条例・施行規則、業務の見直しについてのご質問にお答えします。

市民安全課の業務については、防災をはじめとして交通安全・地域安全、コミュニティバス、市民協働、消費生活など多岐にわたっており、かつそれぞれの業務量も社会ニーズとともに増大しており、事務分掌の見直しは必要であると認識しているところでございます。

本市の危機管理に係る体制といたしましては、地震・風水害による防災対応については現体制の総務部市民安全課、その他の危機管理はそれぞれの担当部署での対応とし、必要に応じて対策本部を設置することにより、迅速な対応に全力を注いでいるところではございますが、より効率的・効果的に業務ができるよう、平成24年度中の保健福祉センター完成による健康福祉部の事務分掌見直しと同時に、一部、業務の見直し作業を行い、事務分掌条例や施行規則の改正を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（井上勝彦君）総務部長。

〔総務部長（那須浩二君）登壇〕

○総務部長（那須浩二君）暴力団排除条例で「市民等」を定義に置いた理由についてお答えいたします。

一般的に条例等においては、用語の意味が正確に伝わり、解釈上の疑義が生じないようにする目的で定義付けを行います。定義付けする用語が少ない場合は、定義の条項を設けない場合もありますが、暴力団排除条例の場

合は、定義を要する用語が6個ありましたので、第2条に定義の条項を設け、「市民等」を「市民及び事業者をいう。」と定義いたしました。

次に、3点目の「条例・要綱・指針の策定する意味の違い」についてですが、まず「条例」には、「1. 住民の権利義務に規制を加える法規的性質を有するもの」、「2. 地方公共団体の組織、財産等の内部管理的事務について規定するもの」、「3. 住民の負担の根拠を規定するもの」、「4. 公の施設の設置管理について規定するもの」等に区分され、その対象となる者については「市民」、「職員」等となります。

次に、「要綱」についてですが、こちらは「1. 補助金、利子補給金等の給付に関すること」、「2. 指導、勧告等の行政指導に関すること」、「3. 組織(委員会等)の設置に関すること」、「4. 事務処理の取り扱いに関すること」等に区分され、こちらも対象は「市民」、「職員」等となります。

最後に「指針」についてですが、この指針の意味は「物事を進める上で頼りとなるもの。基本的な方針。手引き。」ということであり、本市においては、「橋本市協働の基本指針」や「橋本市指定管理者制度運用指針」等が策定されており、その対象となるものは、こちらも同じく「市民」、「職員」等となります。

次に、2番目の地域防災力・防災教育の現状についてのご質問の中の、学校区が地区界にまたがる場合の災害時における避難場所の運営についてですが、まず、本市の避難場所は35箇所設置しており、主に小・中学校・高校ですが、学校区単位ではなく学校に近い地域単位として定めています。

この避難所運営は、平成22年9月に橋本市避難所運営マニュアルを作成し、このマニュアルにおいて、災害時の避難所運営委員会の

必要性と発災時の役割を明確にしております。

この運営委員会は、自主防災組織等地域住民の代表者・避難者の代表者・施設管理者及び避難所従事職員で構成しますが、各担当間で調整できるシステムを構築し、避難所の円滑な運営、避難者間の融和を図るようにしています。

今後、このマニュアルに沿って避難所単位での防災訓練を実施する中で、改善の必要な点があれば、その都度見直しを図ってまいります。

次に、食料備蓄、防災備品等の状況についてですが、防災資機材の保管場所は5箇所、市役所・橋本中学校・橋本高校・紀北高校・向島防災センターで保管しています。

備蓄品の内訳は、現在、非常食5,150食を備蓄しており、本年度中に5,000食購入の予定で進めています。また、飲料水は500mlペットボトルを2,856本備蓄しており、本年度中に1万本を購入の予定です。ほかには、毛布が740枚、ブルーシートは280枚を備蓄しており、資機材の備蓄は、発電機6台、チェーンソー8台、造水機1台、簡易トイレはマンホール型が3基、箱形が40個、その他ロープ、スコップ、掛矢、土嚢袋等となっています。

なお、来年度予算の中で、各避難所単位に資機材を備蓄していくため、現在、市民安全課において検討をしているところですので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（井上勝彦君）17番 松本君、再質問ありますか。

17番 松本君。

○17番（松本健一君）ご答弁ありがとうございます。まず、順に進めていきたいと思えます。

一つ目の、市民等に関してですけれども、総務部長に答弁いただきました暴力団排除条例に関して、市民等、ここはいろいろと議論

はあるところなんですけれども、正確性を期すというところで必要だと。それと、おのこの規定で置いていくというところの、理事のほうからご答弁いただきました。

それは、私も重々認識しております。その点において、まずは住民というところの分が、市民とやはり混じってくる点があると思うんです。市民という認識というところをはっきりとさせておかなければ、これはその都度解釈がどんどん変わっていくんじゃないかなと思うんです。

二つ目の部分に入るんですけれども、協働の基本指針では、これはかなり広範囲な市民という定義が置かれております。パブリックコメントにしても、実際のところは住所を有するほか、意見を持っている個人、法人ということであれば、もう世界中から来る可能性もある話になると思うんです。

ただ、ここで気になるのは、やはり市民というのを、あまりにころころ変えてしまうというのはいかがなものかなと思うんです。その点で、今後、これから条例というのとはどんどん市民発信、発議でつくられていくと思うんです。今月号、12月号の『広報はしもと』で、ちょうど産業振興条例の案のパブリックコメントを求めておられます。そこに、例なんだと思いますけれども、定義の中の市民というふうにやはり書かれております。ここに関しても、その都度また変えてしまうのか。市としては、どこを本当に市民として置いて、判断していきたいのか。この点においては、私、一番ぶれてはだめな部分だと思うんです。ぶれてはだめな部分をしっかりと明示しておくというところに、一番肝心な法規が、それが市で定める自治基本条例というところの役割でもあると思います。

この点において、この市民の定義というところ、これからいろいろとその都度、その都

度、変えていくというふうに私のほうから感じるんですけども、その点、しっかりと定めておくべきでないかと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（井上勝彦君）17番 松本君の再質問に対する答弁を求めます。

理事。

○理事（吉田長司君）確かに、住民基本条例ですか、基本条例になりましたら、市民の権利とか義務とかということが、かなり明確にしなければいけないところがありますので、市民の定義がきちっとしなければ、外国人はどないするのかということも出てきます。そういうことでありますけれども、今の私どもが定めてます本市協働の基本指針とかパブリックコメントにつきましては、住民でなくても関係者として多くの意見なり、そういうものを求められるということで、市民については広義の意味で、住民だけじゃなくに関係者という形も入っているのが内容かと思えます。

そういうことで、基本条例をつくらなければ市民の定義ができないということに、言い換えたらなるんかわかりませんが、こういう形で一つの要綱とか指針の中でうたってますので、それでいいのじゃないかなというふうに考えてございますけれども、住民というのは大きく関係者、市民ですか、住民だけじゃなしに関係者も含むものが多いかというふうに考えてございます。

○議長（井上勝彦君）17番 松本君。

○17番（松本健一君）ありがとうございます。行政サイドとしては、そういうふうになるのかなと思うんです。ただ、先ほど理事に答弁いただいたところで、この自治基本条例というところの役割としては、自治のそれぞれの役割、責務を決めていくという部分もこれは含まれております。もちろん、その中には行政の役割、市長の役割、我々議会としての、

議員としての役割というところも明示化されていくことになると思うんです。

今、議会の中でもいろいろと話が出てくるのは、議会基本条例をつくるべきかどうかということも話し合われていきます。ただ、一番の大本がここに置かれていないというところで、議会は何をすべきかということも、議会だけでしか中身としてはなくなってしまうんです。その部分では、必要性というのは行政も今生まれてきていると思います。市民の中からも、やはりさまざまな新しい公共の事業というのは、市でも単独で今行っておられますよね。市民公益活動の募集であったりとか、こういった市民が、行政がやるべきところのできていない部分を自らやっというところに、もっと進めていくという役割もこういった基本条例には意義があると思うんですけども、この点に関してはいかがでしょうか。

○議長（井上勝彦君）理事。

○理事（吉田長司君）確かに200近い自治体が基本条例、まちづくり条例というような形がありますようですけども制定されております。それ以上進まない、議論の中に、果たしてその基本条例は本当に必要かという議論まであるところもございます。というのは、住民に対して権利と義務を位置付けるわけでございますけども、住民投票についてもその議論がありますし、議会の議決とその住民の決定との整合性ということもございます。ということもありますので、将来はそういうふうな基本条例の、うまくまとまったものになっていくだろうというふうに考えてございますけども、今の橋本市を見ながら、自治会、区長会がある中で、行政と議会と住民、自治会でですけども、それとうまくいっているという考え方でございますので、これをあえて基本条例ですべて変えてしまうというのは、まだそ

ういうところまで市民、住民が理解されていないのじゃないかなという考え方でございます。

以上でございます。

○議長（井上勝彦君）17番 松本君。

○17番（松本健一君）今、この橋本市はうまくいっていると。私はそうは思えないんです。というのも、幼保一元化5カ年計画、こういう計画が立てられると、結局、それが実施の方向性で動き出したときに、一番出てくるのが地域の理解がされていないこと。行政が何でこんなことをやろうとしているのかということが、住民間に広がっていない。これは、やはり行政が地域を意識していないということでもありますし、逆に住民の皆さんが地域のことを共有化していないという現状もあると思うんです。地域に理解をしていただく、これを率先して行政が整備していくということは、この条例をつくっていくという意義であると思うんですけれども、その点はどうでしょうか。

○議長（井上勝彦君）理事。

○理事（吉田長司君）ちょっと、うまくいっているという部分につきましては、いろんな説明不十分なところもあるわけでございますけれども、ただ、現在の橋本市の中へ基本条例を導入していくという考え方、それを入れるのにまだ住民の理解なり、いろんな議論が必要ではないかというふうに考えます。

ということで、今の仕組みを変えていく条例でございますので、それについては市民協働なんかの関係につきましても醸成されて、住民参加というのはどんなものやということをいろいろ考えていく中で、将来の課題として考えていかなければいけないんじゃないかなということで、行政から住民基本条例をつくるのやというような形でしていくのはどうかなという考え方でございます。

○議長（井上勝彦君）17番 松本君。

○17番（松本健一君）今も何かあやふやな答弁ばかりになってるなと思うんですけれども、いろんな議論が必要だというふうにおっしゃっていただけますけれども、議論の場をつくっていくということもやはり必要なんだと思うんです。そこを、この条例自体に意味があるか、意義があるかというよりも、つくっていく過程が大切だと思うんです。さまざまな幼稚園の、幼保の問題であっても、住民との対話をしていっているというところからどんどん広がるはずなんです。その一つの役割として、区長会とかさまざまな、この議会でも話がありましたけれども、すれ違いをどんどん起こしてしまう原因は、一人ひとりかわる人が増えていないからだと思うんです。

市民公益活動を去年、今年と見させていただきましたけれども、これもまたちょっと残念だなと思うのは、もっと増えてもいいんじゃないかなと思うんです。もっともっと広げていくためには、その中に、行政があまりにも自分たちでやらないといけないんじゃないかという思い込みがあると思うんです。そういった事業というのは、市民が自分たちで、自分たちの予算として考えていく点においては、これも行政が、それこそ委託するぐらいのつもりでいかないと、なかなか住民自治、市民の声が届く行政にならないと思います。

そういった点で、今後、このまちづくりというところ、議論の場をまずはつくっていただけるように、これは要望させていただきます。ただ、これを担うのがどこの部署になるのか、この点において確認をさせていただきたいと思います。

○議長（井上勝彦君）理事。

○理事（吉田長司君）自治基本条例をつくるための、そういう考え方を理解されるためには、市民協働の部分とか、そういう言葉を醸

成していかなければいけないし、また、その自治基本条例、最終的になったら住民投票権とか、議会との関係をどないするかというところまでなってきます。そういうことで、これを今決めるのが、ちょっと非常に難しいなという考え方でおります。ただ、市民協働の部分については市民安全課、それからパブリックコメントについては各課でやっていただいておりますけども、基本となるのは企画経営室でパブリックコメントの手続要綱なんかも決めてございますので、そういうことを含めまして市全体で取り組んでいるという状況でございます。

○議長（井上勝彦君）17番 松本君。

○17番（松本健一君）ここで、まずは市民安全課協働・消費生活係がでございますね。ここがまず出てきます。企画経営室も、やはりこういった部分では重要な要素を踏まえていると思います。この協働の動きというところをどんどん進めていくには、それこそ市民安全課の力が今後重要になってくると思うんです。これは次の質問の中にも触れさせていただきたいと思いますので、一つ目の質問のほうは終わらせていただいて、二つ目に入らせていただきます。

二つ目として、まずは教育委員会のほうでご答弁いただきました。和歌山県の学校における防災教育というところ、私もこれを見させていただいて、やはり災害というところは、どうしても学校は離せないなというのが理解するところなんです。今回、3.11が起きて、その前から教育長もよくご存じだと思いますけれども、宮城県は防災教育基本指針をこれまでの災害を踏まえて、特に市長も先ほど防災関連の答弁で深層崩壊とか、いろんな場所でおっしゃってます。それも、これまで経験してきた県として、より中身の濃い指針をつくられております。私も中を見てびっくりし

ました。各教科の授業の中に、どんどんと防災意識を高める問題を出していきましょうというのを先生方にどんどんと勧めておられます。これは学校というよりも、先生方一人ひとりの取り組みに入ってくる分だと思うんです。

ただ、これを本気でやっていたところと、そうでなかったところというところで、今回の3.11の被害は防げたところと防げていないところがあったというところの事実があるんですけども、これにおいては、国のほうもあまり前乗りじゃなかったというのが、私もいろいろ今回の大震災の前の現状というのを聞かせていただいて、これから逆に、我々橋本市は率先して防災教育はやっていかないといけない、そう思うんです。

これに関しては、文部科学省が10年間の予算で、たった200万円の予算で群馬県の堅田教授に依頼をされて、一つ、その地域だけ守れたというのが釜石の奇跡という、中学校の子どもたちを中心として防災教育を進めて、保護者、特に女性の意識を変えて、皆逃げろ、その意識がついたところは助かっているんです。いろんな要素が今回の震災に関しては出てきております。こういった点で、市としても調査・研究を、まずは教育委員会でも引き続きやっていっていただきたいなと思うんですけども、その点に関してご答弁いただけますか。

○議長（井上勝彦君）教育長。

○教育長（松田良夫君）今回の3.11を受けて、本当に教育委員会は校長会、あるいは園長会と協議しながら、学校の防災教育のあり方そのものを見直そうと。そして、子どもたちに自分の命を守る機会、そして命を大切に、あるいは地域の安全に貢献する、いわゆるボランティア精神、そしてもう一つは、いわゆる災害についての科学的な認識をつけていく、

そういうことをしっかりした教育をやっていきましよう。

そして、一つは体験的に学ぶことの大切さ、そういう意味で、今それぞれの学校で一歩進んだところ、あるいは三歩進んだところ、いろいろな現状があるんですけども、地域と連携した形で子どもたちが体験的に、いわゆる防災キャンプのような、そういうことができている中で、学校・地域連携した中で子どもたちを育てていく、そういう取り組みを方向付け、やってございます。一度にすべての学校が高いところの、そういう防災教育を構築できるということではないと思いますけれども、それぞれの学校がそれぞれの課題に応じて、あるいは子どもの実態に応じて、あるいは地域の協力体制に応じて、一步一步積み上げていって、そのことを情報公開していくことによって、いわゆる橋本市内の学校連携の中での防災教育、防災力というのが高まっていけるような方向付けを今後もしていきたいと思っております。

ある学校では、本年度、消防署等に協力いただき、新しい形での避難訓練に取り組んでいただいております。また、ある学校では、まだ来年度の計画ですけれども、夏休みのキャンプなんかを防災キャンプという形で、子どもたちに体験的なものをさせながら、防災力を高めていこうという計画も立てていただいております。そういういろんな実践、その中から生まれてくる成果であるとか、課題であるとか、そんなものを共有しながら、防災のあり方というのを教育委員会、学校、あるいは園、連携しながら高めていきたい、そういうふうな願いを持っておりますし、校長会では、時期を得て防災教育の協議を取り入れているところでございます。一步一步ですけれども着実に歩んでいきたい、そういう願いを持っております。

以上でございます。

○議長（井上勝彦君）17番 松本君。

○17番（松本健一君）ありがとうございます。

非常に素晴らしいと思うんです。どんどん新しい形で、これまでのマニュアルにとらわれずに、自分たちなりの地域にあった、学校にあった防災意識を高めて計画をつくって、そのとおりに、もし災害時には皆が実施していこうという核になるのが、やはりこの教育だと思います。子どもたちからどんどんと広がりがある授業なので、教育委員会には、この点においてはどんどんと校長の皆さんにご理解いただいて、普及をしていただきたいと思います。

今、教育長からお話いただいた防災キャンプに関しては、東京の世田谷区の太子堂小・中学校、中学校の校長先生と私もお知り合いにならせていただいて、実際に実践を、これまでももう6年、もっと、6年だったと思いますけども続けておられます。こういったところともどういふふうに行っているのかとか、どんどんと情報交換を進めていただければ、より良い形になるんじゃないかなと思います。

そこで、この通学区に行政区界が混じっているようなところというのは、遅れているんじゃないかなと思うんです。今回、防災キャンプとかをしようという取り組みというのは、その東京の太子堂小・中学校でもあったのは、やはり避難所というところの意識、これまで自分たちが何かあったときに、まずは助かること。助かった後に三日間、何とか生き延びないといけない。家屋が倒壊してしまった。その中で、命からがら逃げ込んだ避難所で、どのように運営していくかがこれから問われていくと思うんです。

この点においては、事前に協議を、その地域で、地域間で行っておかなければ、近い地

域単位でまとまっていると、先ほど総務部長もおっしゃいましたけれども、この近い地域単位の密接な連携というところが図られてきているのかなというのを、すごく疑問に思うんです。避難所となっているところの中核は教育委員会が所管している施設になりますけれども、地域もそこにあります。しかし、実際に避難所を運営するというところの担当の行政、当局のほう为抓手とそこを計画立っているのかなというふうに疑問を感じる部分があるんですけれども、この点、避難所運営というのはどこまで今、進められているのか、ご答弁いただけますか。

○議長（井上勝彦君）総務部長。

○総務部長（那須浩二君）避難所におきましては、職員は避難所従事職員ということで、各避難所の職員の発令を行っております。そして、避難所運営マニュアルを策定しております。こちらのほうも職員のほうは周知しているところです。それと今後の防災訓練等においては、この避難所単位での防災訓練を今後の中で検討していきたいということで、今考えているところです。

以上です。

○議長（井上勝彦君）17番 松本君。

○17番（松本健一君）避難所単位でやっていただくということで、その防災マニュアル、職員はだいたい近い地域単位で何名の配置をされているのか、お答えいただけますか。

○議長（井上勝彦君）総務部長。

○総務部長（那須浩二君）各避難所に2名です。

○議長（井上勝彦君）17番 松本君。

○17番（松本健一君）2名の方がいらっしゃると。私が聞いているのは、避難所、夜間であつたり、すぐに開かないといけないときに学校のかぎを持っておられて、行って開けて、皆さんが入ってくるのを待っているというふ

うに聞いております。

ただ、そこに区長さんであつたりとか、自治会の方々は、そのマニュアルを本当にご存じなのかと思うんですけれども、どの程度の段階まで、このマニュアルというのは理解されているのかお答えいただけますか。

○議長（井上勝彦君）総務部長。

○総務部長（那須浩二君）どの程度と言われますと、ちょっと私も正確にはそこまではわかりませんが、避難所の運営については、自主防災等を通じても十分、何ていいますか、計画をいただいておりますので、運営については十分協議の中で運営がやっていると考えています。

○議長（井上勝彦君）17番 松本君。

○17番（松本健一君）すごくあやふやな答弁を今おっしゃってるんですけれども、マニュアルはつくりましたと。でも、そこから先、知りませんというのを、今あやふやな答弁をされてるんです。そのあやふやさはすごく心配です。本当に起きたときに、自主防災会も動いてくれるのか。避難所も稼働できるのか。この橋本市全域、それこそ中央構造線の地震が起きたときに、本当に橋本市民は助かるのだろうか。この点、本当に不安になります。

これにおいても、今、22番議員がお尋ねになりましたけれども、危機管理体制、危機管理室であつたりとか、そういったニーズというのは、市民の中にもやっぱり感じている方がいらっしゃるんです。市民安全課の業務に関して、この点においては、まずマニュアルを徹底していくというところにこれからの業務があると思うんです。すごく重い業務、それでいて広い業務です。これについては、どんどんと進めていただきたい。

区長さんからも聞いております。行政が動いてくれへんかったら、自分たちで何とかせえというのも難しいと。学校は学校で、地域

と学校というところは確かに通常ときは大丈夫です。先生方も来られます。でも、災害が起きたときに、学校の先生方が全員集まってくるかというところで不安をお持ちなんです。ここで一番必要なのは地域力なんですけど、地域力を担う方々を教育指導していく役割というのが市民安全課にあるんです。そこについては、これからしっかりと取り組んでいていただきたい。その思いがございましたので、お願いしたいところです。

朝、4番議員のほうからもお尋ねがありましたけれども、避難所運営ゲーム「HUG」、これは答弁で2年前に紀の国防災人づくり塾でこれを採用された。でも、これはよく考えてみると、全然広がってないんですよ。今、議員からもお尋ねにならないと出てこない。波及させていくという業務も市民安全課にもあるはずですよ。こういった部分も行っていただきたいと思いますということを要望させていただきます。

あと、学校に関するところでバリアフリー化、あと残るところ、スロープとか避難所としてつけていくには、あと3校不足しております。これはそんなに費用のかかることじゃないと思うんです。ただ、災害が起きたときには、この点が一番危惧されます。できる限り、迅速な手当てをしていただきたいと思います。そのことも要望させていただきます。これは教育委員会からは検討してくださいということを、それと市民の側からもこれはお願いしたいと思います。

あとは、食料備蓄、また聞かせていただきました。何とかこれも早く設置していただきたいということです。

あと、最後の部分ですけれども、ここまでも言わせていただきましたが、この橋本市において、今一番大切な役割を担っているのが市民安全課だと思うんです。新任議員の勉強

会でも、この事務分掌条例等を拝見いたしました。その中身も拝見いたしました。この12月からはコミュニティバスも走らせます。これも市民安全課がやっております。9月の議会で聞かせていただきました多重債務者の対応、実際の窓口は市民安全課がこれを行っているということも聞いております。消費者に対する啓発活動、これも説明会であったりとか、さまざまところ、これも市民安全課の方々、もうどこへ行っても市民安全課の方々と会うんです。こういった部分で、すごく偏っております。この分に関しては理事も見直していくという方向を、時期的には24年度中というご答弁だったんですけども、私は、防災を本当に意識していく上では喫緊の課題であって、できる限り早くこれは行っていかなければならないことだと思うんです。

あくまでも、市民安全課の業務を別の課・室に置き換えろと言っているわけじゃないんです。整理をして、ほかに持って行ける分はほかに持って行っていただいたらいいと思うんです。コミュニティバスの運営、これは地域経済が関係しております。商工観光とかさまざまところ、まだまだ分けていけると思うんです。こういったところからできる限り整理を早くしていただいて、市民安全課が本当の意味で市民の安心・安全を担っていただける、市民のよりどころとなるようお願いさせていただきます。これにて私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（井上勝彦君）これをもって17番 松本君の一般質問は終わりました。

この際、4時25分まで休憩いたします。

（午後4時8分 休憩）